

第2次新きさらづ障害者プラン 基本計画進捗状況

第1章:みんなが理解し合えるまちづくり

|                  | 施策・事業                      | 施策の概要  | 実施部署及び連携機関  | 平成24年度実施状況  |
|------------------|----------------------------|--|---|---|
| 1<br>理解を深める活動の推進 | ①広報活動(情報提供)の充実             | ○市民がわかりやすく、理解しやすい「広報活動(情報提供)」に心掛けます。<br>○市のホームページ(インターネット)を活用した障害者福祉に関する情報提供を行います。<br>○「市議会だより」(福祉施策)をわかりやすく解説した内容での作成・配布に努めます。      | 障害福祉課<br>秘書課<br>議会事務局                             | ○ホームページでのページ作成では、写真・イラストを多用するなどユーザビリティ・アクセシビリティに考慮したページ作りを促進しました。(秘書課)<br>○年4回発行する「市議会だより」を音声録音し、議会の情報提供に努めました。(議会事務局)<br>○朗読の会「しおさい」による「広報きさらづ」を音声録音したテープ及びCDの貸し出しにより、情報提供を行ないました。(1人12回)(障害福祉課) |
|                  | ②資料(情報)の収集・作成              | ○多様化する障害に関する様々な情報について、収集・作成等を実施します。  | 障害福祉課   | ○関係機関から送られてくる情報や案内は、随時、窓口に掲示・配布した他、イベント・セミナー情報は地域自立支援協議会のホームページに掲載しました。   |
|                  | ③「障害者週間」「人権週間」活動の充実        | ○「障害者週間」「人権週間」に合わせ、市民が理解し合える活動を実施します。  | 障害福祉課<br>市民生活課                                    | ○障害者週間の期間中、市内の障害福祉施設15施設を一般公開し、広報きさらづやチラシ、ホームページでも告知したところ、延べ138人の見学がありました。(障害福祉課)<br>○人権週間の期間中、人権・行政合同特設相談を行った。相談件数 93件(市民生活課)  |
|                  | ④関係団体による推進活動の充実            | ○障害者関係団体等によるわかりやすく、誰もが理解し合える推進活動を支援します。  | 障害福祉課   | ○障害者関係団体4団体へ運営補助金の交付を行いました。   |
|                  | ⑤地域自立支援協議会の広報活動の充実         | ○自立支援協議会ホームページ(インターネット)の充実を図り情報提供を実施します。   | 地域自立支援協議会<br>障害福祉課                                | ○市から業務委託を行い、随時更新を行った。特に、障害者週間の告知やイベント・セミナー情報の更新に力を入れました。<br>○地域自立支援協議会のキャラクターが市制70周年を機に、木更津市の公式キャラクターに昇格し「きさぽん」と名付けられ、多くのイベント等に参加しました。  |
| 2<br>福祉教育の充実     | ①学校等における福祉教育の推進            | ○教育機関における福祉教育を継続的にを行います。<br>○学校職員などに対する福祉への理解・啓発機会の充実を図ります。  | 学校教育課   | ○総合的な学習の時間等を利用し、アイマスクや車いす体験、障害者による教育講習会を実施することで、福祉への理解・啓発を図りました。<br>○市主催の夏季教職員研修に、特別支援教育に関係の講座(2講座)を設け、発達障害・LD・通常学級における特別支援教育等について研修を行いました。   |
|                  | ②社会教育等における人権や障害者問題の学習機会の充実 | ○社会教育を通じた人権や障害者理解・障害者問題に関する学習機会(公民館等の利用)の充実を図ります。<br>○人権啓発事業の充実を図ります。<br>○障害のある人の支援に必要な福祉サービスの促進を図ります。                               | 生涯学習課<br>市民生活課<br>障害福祉課                           | ○木更津こどもまつりで、人権啓発資料の配布(500部)を行いました。(市民生活課)<br>○木更津市社会人権教育研修会を実施しました。(年1回)<br>「子どもの人権について考える」48人参加(生涯学習課)<br>○「障害者週間」に合わせ施設開放を行ないました。(地域自立支援協議会)<br>○虐待防止センターを設置し、広報等で広く周知しました。(障害福祉課)              |
| 3<br>交流・ふれあいの拡充  | ①地域活動における日常的な交流の充実         | ○日頃から、近所や地域の中でお互いに交流ができるように、行政や各種団体は様々な行事の企画を支援します。障害のある人が困った時には、小さなことでも相談できる民生委員・児童委員を紹介します。  | 社会福祉課<br>(行事のバックアップ)<br>各自治会<br>(交流の促進)<br>各種相談機関 | ○来庁者及び電話での相談や問い合わせに対し、地元の区長さんや担当課に取次ぎを行いました。(市民生活課)<br>○関係行事の後援等、バックアップを行いました。(社会福祉課)   |
|                  | ②障害のある人の社会参加促進             | ○各種の交流活動・事業の主催団体に対し、情報保障の推進を行います。<br>○各種の交流活動・事業への介助者や手話通訳者などの配置などに対する支援を行います。<br>○各種の交流活動・事業の開催において、様々な広報活動をし、障害のある方へも情報が伝わるようにします。 | 障害福祉課<br>地域自立支援協議会                                | ○地域自立支援協議会のホームページなどを利用し情報の発信を行いました。<br>○コミュニケーション支援事業等を通じ133回手話通訳者の派遣を行なっています。(平成24年11月末現在)   |
|                  | ③交流活動への支援の充実               | ○開催場所や開催に係る助言アドバイスなど障害者団体や地域などによる交流活動への支援を行います。<br>○ボランティア参加の窓口を明確にし、市民等に対し、周知活動を行います。   | 障害福祉課<br>社会福祉課<br>地域自立支援協議会<br>社会福祉協議会            | ○各障害者団体の紹介や参加を促し、活動の支援を行いました。(社会福祉協議会)<br>○社協ボランティアコーディネーターを窓口に配置し、ボランティアの参加と要請を調整しました。(社会福祉協議会)<br>○四市スポーツ大会を実施し、障害者及び健常者との交流を深めました。(障害福祉課)  |

第2次新きさらづ障害者プラン 基本計画進捗状況

第1章:みんなが理解し合えるまちづくり

|  | 施策・事業                            | 施策の概要   | 実施部署及び連携機関                                    | 平成24年度実施状況   |
|--|----------------------------------|---|---|--|
| 4<br>ボ<br>ラ<br>ン<br>テ<br>ィ<br>ア<br>活<br>動<br>や<br>N<br>P<br>O<br>活<br>動<br>の<br>推<br>進 | ①ボランティア・NPO活動に関する情報提供の充実         | ○市や社会福祉協議会の広報など多様な媒体を活用し、ボランティア・NPO活動に関する市民への情報提供の充実を図ります。  | 障害福祉課<br>市民生活課                                | ○来庁者及び電話での問い合わせに対し、情報提供を行いました。(市民生活課)<br>○情報提供及びコーディネートを行いません。(障害福祉課)  |
|  | ②市民各層のボランティア活動への参加促進             | ○市民各層のボランティア活動・NPO活動への参加を図るために、課題別のボランティア養成講座やボランティア体験の機会の充実を図ります。<br>○ボランティア活動希望者の登録や調整、組織化を支援します。   | 障害福祉課   | ○職場体験(ぶれジョブ)の実施にあたり、ボランティア活動希望者の登録・調整を行いました。   |
|  | ③障害のある人のボランティア活動(ピア・サポート活動)の参加促進 | ○障害のある人自らが同じ立場で障害のある人を支援するボランティア活動(ピア・サポート活動)の支援を行います。  | 障害福祉課   | ○未実施   |
|  | ④ボランティア・NPO活動の活性化                | ○社会福祉協議会ボランティアセンターの育成機能や調整機能の充実を促進します。<br>○今後、支援が求められる障害のある人々に、より充実したボランティア・NPO活動を推進します。<br>○ボランティアやNPO相互の交流・課題共有の機会の充実とネットワーク化を促進します。                            | 社会福祉課<br>障害福祉課                                | ○情報がボランティアセンターに集中するように調整し、センターの機能強化の支援を行いました。<br>○障害者団体間の情報共有を図り、各団体の活動強化を支援しました。  |
| 5<br>基<br>盤<br>づ<br>く<br>り<br>の<br>推<br>進  | ①地域の見守り・助け合い・支え合い活動等小地域での福祉活動の促進 | ○地域の住民、民生委員・児童委員・社会福祉協議会、自治会などによる小地域単位での福祉活動の充実とネットワーク化を図ります。<br>○心のバリアフリーを図るため交流やふれあいの機会を増やします。<br>○地域ぐるみの防災・防犯体制の充実に取り組み、災害等の非常時にすばやく対応できるように関係機関のネットワークを強化します。 | 社会福祉課<br>障害福祉課<br>健康推進課<br><br>市民生活課<br>総務行革課 | ○小地域単位での福祉活動の充実とネットワーク化を図るため、木更津市社会福祉協議会が、第2期末更津市地域福祉計画(平成24～28年度)に基づく実施計画である次期地域福祉活動計画を策定中です。(社会福祉課)<br>○地域の自主防犯団体に対し、防犯支援物資の配布を行い、防犯団体組織の普及・活動促進を行いました。(市民生活課)<br>○「ぶれジョブ」を実施し、地域における「サポート企業」やジョブサポーター等に対して、障害のある子どもへの理解を深めました。(障害福祉課) |
|  | ②市民、事業者、ボランティア・NPOなどの連携強化        | ○市民、事業者、医療、ボランティア・NPO及び市・社会福祉協議会などの連携、協力による地域福祉活動を推進します。  | 社会福祉課<br>社会福祉協議会                              | ○木更津市社会福祉協議会が、第2期末更津市地域福祉計画(平成24～28年度)に基づく実施計画である次期地域福祉活動計画を策定中です。   |
|  | ③地域のさまざまな社会資源の有効活用               | ○市内各地域のさまざまな公共施設や空き店舗など、障害のある人やボランティア・NPOの活動拠点としての社会資源の有効活用を図ります。<br>○地域に住んでいる、有資格者や知識・経験を有する市民の活用など、福祉人材の確保を図ります。  | 障害福祉課   | ○「ぶれジョブ」におけるジョブサポーターやサポート企業等の活用を図りました。   |

第2次新きさらづ障害者プラン 基本計画進捗状況

第2章:自立した生活をおくれるまちづくり

|   | 施策・事業             | 施策の概要  | 実施部署及び連携機関                                    | 平成24年度実施状況  |
|---|-------------------|--|---|---|
| 1<br>・<br>障<br>害<br>の<br>早<br>期<br>発<br>見<br>・<br>早<br>期<br>療<br>育<br>の<br>推<br>進 | ①妊産婦健診や母子保健事業の充実  | ○妊婦と胎児の健康の保持・増進のため、妊婦健診の受診率向上に努め、必要に応じ健康相談や訪問指導を実施します。<br>○乳幼児期における成長発達への不安に対する対応、障害の早期発見のため、健康診査、指導の充実を図ります。<br>○幼児の発達に関する相談や日常生活指導の充実を図り、必要に応じて関係機関への紹介を実施します。 | 健康推進課   | ○母子健康手帳の発行を健康推進課のみで行い(H25.1月から)、保健師が面接し妊婦健診の必要を含めた指導を行っている。また継続支援の必要な妊婦に対しては、訪問や電話相談にて支援を実施しています。<br>○乳児健康診査36回/年、1歳6か月児健康診査29回/年、3歳児健診31回/年実施し、発達の見極めや早期療育に努めています。<br>○訪問・電話・子育て相談・こども相談を通して、必要時関係機関へつなげています。  |
|   | ②早期療育体制の充実        | ○各種健診など子どもの発達について健診を通じた障害の早期発見、早期治療・療育を行います。<br>○障害の早期発見のための保健、福祉、学校等の連携強化を図ります。<br>○発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応を推進します。   | 障害福祉課<br>健康推進課<br>児童家庭課<br>まなび支援センター<br>学校教育課 | ○乳幼児健診の問診、面接指導を通して、必要に応じ訪問・相談・関係機関につなげ支援しています。(健康推進課)<br>○地域自立支援協議会等において連携を深めています。(健康推進課)<br>○保育園の園児など、障がい児や気になる子の情報を各関係機関と情報共有をし、連携強化を図ります。(児童家庭課)<br><br>○ことばに問題を持つ就学前の幼児の療育的個別指導を行っています。(まなび)<br>○公私立保育園、私立幼稚園の年長児対象の言語検査実施しています。(26園)(まなび)<br>○対象幼児の保護者等を対象に講演会年1回(11/14)、事例研修会年3回(7/13、12/14、H25年3/8)実施しました。(まなび)<br>○療育支援事業を実施しています。(障害福祉課) |
|   | ③一貫した支援体制の実施      | ○療育手帳交付時に「ライフサポートファイル(クローバー)」を配布し、一貫した生活の質の向上を目指します。<br>○療育等支援事業を継続して実施することにより、乳幼児から就学児童・生徒まで幅広い年齢を対象として個別指導を行ないます。  | 障害福祉課   | ○ライフサポートファイル(クローバー)の活用について、自立支援協議会で検討しております。<br>○専門的指導者に委託をし、毎週土曜日に実施しています。   |
|   | ④放課後等デイサービス等利用の促進 | ○心身に障害のある児童を通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他必要な指導を行い、だれでも気軽に利用できる児童発達支援及び放課後等デイサービス※事業を支援します。  | 障害福祉課   | ○放課後デイサービスの利用状況は、年々増加しています。   |

第2次新きさらづ障害者プラン 基本計画進捗状況

第2章:自立した生活をおくれるまちづくり

|                      | 施策・事業                        | 施策の概要  | 実施部署及び連携機関               | 平成24年度実施状況  |
|----------------------|------------------------------|--|--------------------------|---|
| 2・保健・医療・リハビリテーションの推進 | ①障害のある人が安心して利用できる地域医療サービスの充実 | ○医師会の協力により障害のある人が必要な医療を身近で利用しやすい受診環境の充実を促進します。<br>○障害のある人やその家族への「かかりつけ医」の確保に関する啓発を行います。  | 健康推進課<br>障害福祉課           | ○心の不調を訴える人からの電話相談にて、身近な医療機関等の紹介を実施した。自殺予防のリーフレットに健康推進課が相談機関の一つとして掲載されていることから電話相談が主体となっている。また、精神的な不調を抱えながら育児をしている母親に対しては、面接相談等で医療を受けられるための支援を行った。(健康推進課)<br>○相談支援事業の実施及び充実。(障害福祉課)   |
|                      | ②医療費の給付                      | ○重度障害者(精神障害者を含む)を対象に自立支援医療費の支給を行ない、又、自己負担金の助成も行ないます。   | 障害福祉課                    | ○身体障害者手帳及び療育手帳取得時や窓口での相談等の際、該当者に制度説明をし必要書類を提出していただき助成を行っています。<br>○広報、ホームページに掲載し、周知を図っています。  |
|                      | ③生活習慣病予防対策の推進                | ○脳血管疾患や腎疾患の基礎疾患となる糖尿病を中心とした生活習慣病予防対策を、ライフステージに応じて推進します。<br>○障害のある人の健康の保持・増進や、疾病の重症化予防のための支援を行います。<br>○高齢者に対して、疾病管理の視点をもった介護予防事業を推進します。     | 健康推進課<br>高齢者福祉課          | ○若年期健診受診者、特定健診受診者のうちメタボリックシンドロームに着目した保健指導と、糖尿病等の生活習慣病の重症化予防の保健指導を実施した。保健指導対象者のうち、精神障害を抱えている者もあり、精神疾患とあわせて生活習慣病予防のための保健指導を実施している。精神疾患による不活発がメタボリックシンドロームや糖尿病の重症化を引き起こしている現状があります。(健康推進課)<br>○要支援認定者等の原因疾患の統計をとり、それを反映させながら介護予防事業を推進しました。次年度も継続実施します。(高齢者福祉課) |
|                      | ④在宅療養生活の支援                   | ○障害及びその原因となる疾患の発見から、早期治療、リハビリテーション、福祉サービス、介護サービスへと適切に支援するための関係機関や福祉の連携強化を図ります。<br>○在宅での療養生活を支援するための保健・医療・福祉にわたる総合的なサービス調整と医療機関との連携強化を図ります。 | 障害福祉課<br>高齢者福祉課<br>健康推進課 | ○法に基づいて、連携強化を継続的に実施します。(高齢者福祉課)<br>○君津健康福祉センター主催の君津保健医療協議会において千葉県保健医療計画の一部改定の中で、精神疾患の医療提供体制、在宅医療の医療提供体制について協議中であります。(君津保健医療協議会はH24.12.19開催)(健康推進課)<br>○自立支援事業及び地域生活支援事業の実施。(障害福祉課)  |
|                      | ⑤リハビリテーション体制の充実              | ○障害により身体の機能が低下している人を対象とする日常生活の自立支援のための訓練の充実を図ります。<br>○介護保険制度との連携を図り、加齢にともなう身体機能が低下した高齢者へのリハビリテーションの充実を図ります。                                | 障害福祉課<br>高齢者福祉課          | ○利用者の身体状況によって、介護保険法と障害者自立支援法が関係する場合、事業者に対して障害福祉課とよく連絡を取り合うように指導すると共に、利用者からの相談に応じています。   |
|                      | ⑥精神保健福祉事業の推進                 | ○心の健康の保持・増進のための啓発を行います。特にうつ病予防については、相談機関の情報提供や関係機関との連携を強化します。<br>○思春期や壮年期など、不安や悩みを抱えやすい世代に対する心の健康に関する相談事業を推進します。                           | 健康推進課<br>障害福祉課           | ○平成24年3月に、自殺予防のリーフレットを広報折込みし、自殺予防と心の問題に関する相談機関の情報提供を実施した。また、不安や悩みを抱えやすい壮年期世代を対象とした、「ストレスと上手につきあうための講座」を開催。(H25.3)(健康推進課)<br>○未実施(障害福祉課)   |

第2次新きさらづ障害者プラン 基本計画進捗状況

第2章:自立した生活をおくれるまちづくり

|                   | 施策・事業                      | 施策の概要  | 実施部署及び連携機関     | 平成24年度実施状況  |
|-------------------|----------------------------|--|----------------|---|
| 3<br>・在宅福祉サービスの充実 | ①障害者自立支援法に基づく「介護給付」の提供     | ○障害者自立支援法に基づく「居宅介護(ホームヘルプサービス)」や「重度訪問介護」、「行動援護」、「生活介護」、「療養介護」、「同行援護」、「共同生活介護(ケアホーム)」の障害程度区分に応じたサービスの提供を行います。                                 | 障害福祉課          | ○法に基づいた「介護給付」を提供しています。  |
|                   | ②障害者自立支援法に基づく「訓練等給付」の提供    | ○障害者自立支援法に基づき日中活動系サービスとして新たに位置づけられた「自立訓練」や「就労移行支援」、「就労継続支援」及び「共同生活介護(グループホーム)」を提供します。  | 障害福祉課          | ○法に基づいた「介護給付」を提供しています。  |
|                   | ③障害者自立支援法に基づく「地域生活支援事業」の推進 | ○障害者自立支援法に基づき市が実施主体となった「地域生活支援事業」について障害のある人の利用ニーズなどをふまえた事業を実施します。<br>※「相談支援」や「コミュニケーション支援(手話通訳派遣等)」、「日常生活用具給付等」、「移動支援」、「地域活動支援センター」及びその他任意事業 | 障害福祉課          | ○法に基づいた「介護給付」を提供しています。  |
|                   | ④在宅の難病患者等に対する支援            | ○保健・医療・福祉の連携強化による訪問指導などのきめ細かな支援体制の整備を図ります。   | 障害福祉課          | ○難病患者等療養見舞金事業の実施、平成25年4月より、障害福祉サービス等の対象となります。                                 |
|                   | ⑤発達障害者への総合的な生活支援策の検討       | ○「発達障害者支援法」をふまえ、国・県との連携による発達障害のある人への支援策の実施を検討します。  | 学校教育課<br>障害福祉課 | ○就学指導委員会を設置し、医師の診断、就学相談等を通じ適切な就学支援を行なっています。(学校教育課)<br>○療育支援事業を実施しています。(障害福祉課) |
| 4<br>・日中活動の場づくり   | ①障害者自立支援法に基づく日中活動の場の確保     | ○障害者自立支援法に基づく日中活動の場を確保するため、事業者による新たなサービス体系への円滑な移行を促進します。   | 障害福祉課          | ○自立支援部会において、居場所マップ作成に取り組んでいます。  |
|                   | ②新たな日中活動の場づくりの検討           | ○障害程度区分の認定外となる軽度の障害のある人や障害のある子どもを対象とした日中活動の場の確保を図ります。  | 障害福祉課          | ○未実施 今後研究いたします。   |
|                   | ③サロン活動の推進                  | ○サロン活動をする市民を積極的に支援します。   | 障害福祉課          | ○地域自立支援協議会プラン推進委員会の自立支援部会で検討中。  |

第2次新ささらづ障害者プラン 基本計画進捗状況

第2章:自立した生活をおくれるまちづくり

|  | 施策・事業                   | 施策の概要   | 実施部署及び連携機関                | 平成24年度実施状況  |
|--|-------------------------|---|---------------------------|---|
| 5<br>・<br>居住<br>支援<br>の<br>充実              | ①障害者自立支援法に基づく施設入所支援等の充実 | ○障害者自立支援法に基づく入所支援施設やケアホーム、グループホーム、生活ホームなど障害のある人の地域生活を支援するための居住支援サービスの確保を図ります。   | 障害福祉課                     | ○各施設に対し補助金を交付しています。   |
|  | ②一般住宅の確保の支援             | ○民間借家などの一般住宅への入居希望に応じた、居住の支援を行います。<br>○公営住宅への入居など、市の住宅施策との連携・調整による障害のある人の住宅の確保を図ります。  | 障害福祉課<br>建築住宅課            | ○未実施  |
|  | ③住宅改造の支援                | ○地域生活支援事業として、障害のある人が暮らしやすいよう住宅を改造するにあたっての相談の充実とともに、費用負担への支援を行います。   | 障害福祉課                     | ○地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業で実施。   |
|  | ④居住支援体制の充実              | ○住まいに関する相談等に対して、解決できるよう一緒に考えます。また、地域の情報提供体制の整備を図ります。  | 障害福祉課                     | ○相談支援事業の実施及び充実。   |
| 6<br>・<br>人権<br>・<br>権利<br>擁護<br>の<br>推進   | ①虐待防止など人権に関する啓発の推進      | ○障害のある人に対する虐待防止のための関係機関に対する意識啓発、地域での取組みに関する啓発を行います。   | 障害福祉課<br>児童家庭課            | ○11月の児童虐待防止推進月間に県と合同で、児童虐待について知り、考え、自分でできることから児童虐待ゼロを目指して取り組んでいただけるよう、街頭キャンペーンを実施しました。(児童家庭課)<br>○自立支援協議会において、H25年度より、権利擁護部会設立し協議することとなりました。(障害福祉課)   |
|  | ②虐待等への的確な対応のための体制整備     | ○虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と警察や医療機関、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の整備を図ります。<br>○障害者虐待防止センターを設置し、虐待の事実確認、立入調査、措置(一時保護、後見審判請求)などを実施したし | 障害福祉課<br>児童家庭課<br>高齢者福祉課  | ○要保護児童対策地域協議会代表者・実務者合同会議、実務者会議で本市の現状報告、及び問題点に対する講演・研修等を実施し、更なる連携強化に努めました。(児童家庭課)<br>○概要のとおり各関係機関と連携をとり早期把握・対応に努め、連絡・連携体制の整備に努めました。(高齢者福祉課)<br>○平成24年10月に、障害者虐待の通報相談の窓口である障害者虐待防止センターを設置し、また、夜間休日においては通報受付・相談業務等を委託することにより、障害者の虐待に速やかに対応できる体制の整備に努めました(障害福祉課)。 |
|  | ③日常生活自立支援事業の推進          | ○知的障害など判断能力が十分ではない人に対する権利擁護にかかる相談、福祉サービスの利用援助、金銭管理サービスなどを行う日常生活自立支援事業を推進します。  | 障害福祉課<br>市民生活課<br>社会福祉協議会 | ○日常生活自立支援事業(福祉サービス利用援助事業)を継続実施(社会福祉協議会)<br>○日常生活自立支援事業を君津後見支援センターと連携し、実施。(障害福祉課)  |
|  | ④権利擁護体制の確立              | ○地域福祉権利擁護事業や成年後見制度に関する周知と利用促進を図ります。<br>○地域自立支援協議会において、成年後見制度を円滑に活用できるシステムの構築を図ります。  | 障害福祉課<br>地域自立支援協議会        | ○地域自立支援協議会は、平成25年度から権利擁護部会を設置するため、それに向けて調整中。<br>○成年後見利用制度の支援を実施(障害福祉課)  |
| 7<br>・<br>経済<br>的<br>支<br>援<br>の<br>充<br>実 | ①各種福祉手当の支給              | ○在宅の障害のある人に対する各種福祉手当の周知を図ります。   | 障害福祉課                     | ○身体障害者手帳及び療育手帳取得時や窓口での相談等の際、該当者に制度説明をし必要書類を提出していただき助成を行っています。   |
|  | ②各種減免制度の周知と利用促進         | ○住民税の控除や自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免などのほか、JR・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金、NHK放送受信料減免などの各種割引制度の周知・普及を促進します。  | 障害福祉課                     | ○身体障害者手帳及び療育手帳取得時や窓口での相談等の際、該当者に制度説明をし必要書類を提出していただくとともに、担当課への案内等指導を行っています。  |

第2次新ささらづ障害者プラン 基本計画進捗状況  
第3章: 充実し生きがいのある生活のあるまちづくり

|                         | 施策・事業                                     | 施策の概要   | 実施部署及び連携機関              | 平成24年度実施状況   |
|-------------------------|---|---|-------------------------|--|
| 1<br>誰でも受けやすい教育環境の充実    | ①就学・教育相談体制の充実                             | ○保健・福祉や保育所、幼稚園、学校などにおける就学・進路相談機能の充実と相互連携の強化を図ります。   | 児童家庭課<br>学校教育課<br>障害福祉課 | ○各学校、保育所、幼稚園において、就学指導へつなげるための連携を図っています。(学校教育課)<br>○ライフサポートファイル(クローバー)を配布。(障害福祉課)   |
|                         | ②障害のある子どもに対する適切な教育機会の提供                   | ○障害児学級の設置促進や通常の学級で学ぶ場合の施設・設備の整備に努めます。   | 学校教育課                   | ○就学指導委員会を設置し、医師の診断や就学相談等により適切な就学先について協議し、教育の場を提供していくよう、努めています。   |
|                         | ③特別支援教育の推進                                | ○通常の学校に在籍するLDやADHD、高機能自閉症などの発達障害により特別な教育的支援が必要な子どもに対する支援体制の整備として、SST(スクールサポートティーチャー)等を全校に配置し多様なニーズに適切な支援を図ります。<br>○身体に障害のある子どもに対し移動・介助等、一人ひとりの教育的ニーズにあわせ必要な支援者を配置するなど | 学校教育課                   | ○特別な教育的支援が必要な子どもに対し、スクール・サポート・ティーチャー13名を小学校13校に配置し、子どもにあった個別的指導支援を行っています。<br>巡回相談(事例検討会)、特別支援連携協議会を定期的に実施し、特別支援教育体制の充実を図っています。         |
|                         | ④学校教育における障害者理解の推進                         | ○障害の有無にかかわらず地域で暮らす子どもたちの連帯意識を育み、障害のある人に対する理解を深めるため市が主体となり学校と協力体制を図り、特別支援学校などの子どもとの交流教育を目的とした行事を企画し推進します。<br>○副読本の活用やボランティア体験など、学校教育における障害者問題に関する学習機会の充実を図ります。         | 学校教育課<br>障害福祉課          | ○総合的な学習の時間等に、アイマスク・車いす体験等福祉教育に関するプログラムを導入することを奨励しています。(学校教育課)<br>○高校、小学校における聴覚障害者相談員の講義。(障害福祉課)  |
|                         | ⑤「障害」に関する教職員研修の充実                         | ○発達障害を含めた多様な障害に対する理解を深めるための教職員研修の充実を図ります。   | 学校教育課                   | ○特別支援教育コーディネーター研修会を教育委員会所管で開催してします。(3回/年)  |
|                         | ⑥障害のある子どもの放課後対策等の充実                       | ○障害のある子どもの放課後対策や、夏休みなどの長期休暇時における居場所づくりを促進するため、地域にあるニーズに合わせ、利用しやすく質の高い施設の整備の充実を図ります。   | 学校教育課<br>障害福祉課<br>児童家庭課 | ○各学校に対し、障害のある子どもの放課後の過ごし方について、保護者との連絡を密にし、適切に対応するように指導していきます。(学校教育課)<br>○放課後等デイサービス事業の実施。(障害福祉課)                                       |
| 2<br>生涯学習、スポーツ、レクリエーション | ①生涯学習機会の充実及び参加に係る支援                       | ○障害のある人の社会参加を促すための生涯学習施設を活用した学習機会の充実を図ります。<br>○公民館活動等、身近な生涯学習の場への円滑な参加の支援に努めます。   | 生涯学習課                   | ○講演会等の開催にあたって手話通訳者を配置<br>○障害者を対象とした事業(ボランの広場)の開催(中央公民館)  |
|                         | ②障害のあるなしを問わず誰もがともに参加できるスポーツ・レクリエーション活動の推進 | ○障害のある人がスポーツ・レクリエーション活動に気軽に親むことができるよう、施設の整備・改善やスポーツ・レクリエーションに関する情報の効果的な提供を促進します。<br>○健康の維持増進と仲間づくりの輪を広げることを目的に、障害のある人に配慮したスポーツ、誰でも気軽に取り組めるスポーツの企画・実施を推進します。           | 障害福祉課<br>体育課            | ○君津地域の4市で障害児者スポーツ大会(開催市:木更津市)を行った。37の団体、関係者含め270名が参加しました。(障害福祉課)<br>○第12回全国障害者スポーツ大会出場選手4名の市長激励会を開催。そのうち、対象者となった3名に木更津市スポーツ表彰を贈呈。(体育課) |
|                         | ③障害のある人への生涯学習関連情報の提供                      | ○生涯学習関連情報の一元化および周知徹底に努めます。<br>○障害福祉に関する資料の収集と広く市民への提供を推進します。<br>○生涯学習関連情報の提供拠点である図書館における録音図書・点字図書・大活字本など、障害に配慮した図書の収集と利用促進を図ります。                                      | 図書館                     | ○平成24年12月末の実績 点字図書3,605冊 貸出数 279冊 録音図書1,121冊 貸出数20冊 今後も図書の収集と、利用促進を図ってまいります。   |

第2次新きさらづ障害者プラン 基本計画進捗状況  
第3章: 充実し生きがいのある生活のあるまちづくり

|  | 施策・事業                      | 施策の概要  | 実施部署及び連携機関          | 平成24年度実施状況  |
|--|----------------------------|--|---------------------|---|
| 3<br>・<br>就<br>労<br>支<br>援<br>と<br>就<br>労<br>の<br>場<br>の<br>拡<br>充 | ①障害のある人の雇用の推進              | ○障害のある人を雇用している事業所へのフォローや雇用しようとしている事業所の相談や支援の充実を図ります。   | 障害福祉課               | ○地域地域生活支援センター・障害者就業生活支援センター・相談支援事業所と連携し、障害のある人の雇用の推進を図っています。                |
|  | ②精神障害者社会適応訓練事業の推進          | ○回復途上の精神障害のある人を対象とした、企業等への委託による就労の場の提供と生活訓練の実施を促進します。  | 障害福祉課<br>君津健康福祉センター | ○就労が困難な方を対象として、精神障害者の社会復帰・社会参加に熱意のある事業所(協力事業所)において、就労訓練を行っています(君津健康福祉センター)。 |
|  | ③総合的な就労相談体制の確立             | ○地域自立支援協議会を核とした、就労への一貫した支援と総合的な相談支援体制の確立に努めます。<br>○障害のため地域から孤立し能力がありながら情報や支援を受けられないため地域で働くことのできない方へのアウトリーチ※を含めた働きかけと相談を行います。 | 障害福祉課               | ○地域自立支援協議会の企業開拓班で企業への障害者雇用への働きかけを行っております。                                   |
|  | ④就労支援施設の整備                 | ○特別支援学校卒業生や在宅障害者の要望を見極めた就労支援施設などの計画的な施設整備を図ります。  | 障害福祉課               | ○未実施  |
|  | ⑤就労支援施設の工賃向上               | ○事業所の工賃向上のため運営や作業内容に関するアドバイス等の支援を行います。<br>○就労支援施設の平均工賃を最低賃金の1/2を目標とします。  | 障害福祉課               | ○工賃向上については、障害者プラン生きがい作り部会で協議しています。  |
|  | ⑥市役所をはじめとする公的機関における雇用拡大    | ○行政関連業務においても障害のある人が働ける職場や職務内容について検討して行きます。<br>○障害者雇用をしている企業やサービス事業所への優先的な仕事の発注促進を図ります。                                       | 障害福祉課               | ○未実施  |
|  | ⑦地域自立支援協議会内に就労・生活支援部会による支援 | ○地域内での障害のある人の雇用を創出するためのシステム作りや職場体験(ぶれジョブ)などの新しい制度の導入を検討して行きます。   | 障害福祉課<br>地域自立支援協議会  | ○ぶれジョブの実施<br>チャレンジド 8名<br>サポート参加企業 8社<br>サポーター 22名                          |

第2次新きさらづ障害者プラン 基本計画進捗状況  
第4章:安全で安心して暮らせるまちづくり

|  | 施策・事業                                  | 施策の概要  | 実施部署及び連携機関             | 平成24年度実施状況   |
|--|--|--|------------------------|--|
| 1<br>・<br>バ<br>リ<br>ア<br>フ<br>リ<br>ー<br>・<br>ユ<br>ニ<br>バ<br>ー<br>サ<br>ル<br>デ<br>ザ<br>イ<br>ン<br>の<br>推<br>進 | ①公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進           | ○障害の有無や年齢に係わらずだれもが利用しやすい施設となるよう、公共施設のバリアフリー※化の推進と計画段階からのユニバーサルデザイン化を推進します。   | 施設所管課                  | ○教育・社会教育施設のバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザイン化を推進するよう、施設の改修時、計画時において配慮しています。(施設課)  |
|  | ②安全・安心の道路交通環境や公園の整備                    | ○障害のある人の歩行の安全確保と事故防止のための道路の段差解消や安全な道路交通環境の整備を図ります。<br>○公園施設など障害のある人が利用しやすいトイレの設置などの整備促進を図ります。  | 土木課<br>市街地整備課          | ○歩行者の安全を図るため畑沢及び八幡台地区において、歩道から横断歩道への切り下げ工事を行いました。<br>この工事は、継続事業として行う予定です。(10箇所程度/年)(土木課)<br>○八幡台中央公園及び貝淵公園のトイレをバリアフリー対応に伴う改修計画を実施、25年度完成予定。(都市政策課) |
|  | ③障害のある人の意向をふまえた事業実施と「バリアフリー基本構想」の策定・推進 | ○公共施設において、障害のある人の意向を組み入れた事業実施方式の定着を図ります。<br>○「バリアフリー基本構想」の策定を検討します。  | 企画課<br>施設所管課           | ○未実施(企画課)<br>○障害のある人の意向を出来るだけ組み入れた事業実施方式をとるよう配慮しています。(施設課)   |
|  | ④民間建築物の整備改善に関する情報提供                    | ○不特定多数の市民が利用する商業施設や銀行、病院などの民間建築物を中心としたバリアフリー化やユニバーサルデザイン化の普及に努めます。   | 建築住宅課                  | ○県等から配布されたパンフレットによる啓蒙・啓発を行っています。   |
| 2<br>・<br>移<br>動<br>・<br>交<br>通<br>手<br>段<br>の<br>整<br>備<br>改<br>善   | ①障害者自立支援法に基づく移動支援の充実                   | ○移動に支障のある障害のある人が安心して利用できるよう、障害者自立支援法に基づく行動援護のほか、地域生活支援事業に位置づけられる移動支援事業を推進します。  | 障害福祉課<br>社会福祉協議会       | ○余暇活動などの利用のため移動支援事業を実施しました。(障害福祉課)<br>実利用 80件 年間延べ利用 6,815時間   |
|  | ②地域特性及び利用者のニーズに応じた移動支援の充実              | ○福祉有償車両による移動支援やタクシー券の交付等、利用者のニーズに応じた移動支援の充実を図ります。<br>○利用者のニーズに応じた移動支援をするために適した人材の養成と確保を図ります。   | 高齢者福祉課<br>障害福祉課        | ○福祉カーの利用、タクシー券の交付を実施しています。(障害福祉課)<br>(福祉カー利用実績 15件/年)<br>(タクシー券交付実績 763人・18,768枚/年)  |
|  | ③公共交通機関のバリアフリー化の促進                     | ○電車やバスなどの公共交通機関のバリアフリー化を促進します。<br>○駅施設などの情報のバリアフリー化(視覚・聴覚障害に対応した文字や音等による情報提供)を働きかけます。<br>○機器整備等によるバリアフリー化を補完する人による移動支援(接遇・介助等)の充実を図ります。  | 企画課<br>公共交通機関          | ○未実施   |
| 3<br>・<br>防<br>災<br>・<br>防<br>犯<br>対<br>策<br>の<br>充<br>実   | ①地域防災体制の確立                             | ○「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき災害時要援護者避難支援プランを作成します。   | 総務行革課<br>関係各課          | ○災害時要援護者名簿を作成し、各避難所に設置しました。(年2回更新)(総務行革課)<br>○災害時要援護者避難支援プラン全体計画を策定したことに伴って、個別計画策定に向けた検討を行いました。(総務行革課)   |
|  | ②情報伝達体制の整備                             | ○災害時の情報伝達手段として、防災行政広報無線、広報車、市ホームページ、きさらづ安心・安全メール、コミュニティFM、CATV等を活用し、視覚障害や聴覚障害などがある人にも情報が伝わるよう防災情報システムの充実に努めます。   | 総務行革課<br>関係各課<br>放送事業者 | ○防災行政広報無線、広報車、市ホームページ、きさらづ安心・安全メール、コミュニティFM、CATV等を活用し災害時の情報伝達を行っています。(総務行革課)<br>○119番ファックス・メール119番の体制実施<br>平成25年4月1日利用開始 (障害福祉課)                   |
|  | ③障害特性に合わせた福祉避難所の整備                     | ○災害時の避難所を障害のある人が支障なく利用できるようにするため、避難所に指定した施設のバリアフリー化や簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討します。(木更津市地域防災計画)<br>○災害時に避難所への避難が必要な者の状況を把握し、対象者を収容できる規模の福祉避難所の確保を図ります。<br>○視覚障害や聴覚障害がある人への情報伝達が行うことのできる福祉避難所の確保を図ります。<br>○福祉避難所において必要な支援に関する相談ができる窓口の設置を図ります。 | 総務行革課<br>障害福祉課         | ○木更津市地域防災計画を改定と併せて検討を行っています。(総務行革課)<br>○福祉避難所の検討を防災担当と検討を行なっています。(障害福祉課)   |
|  | ④防災学習の充実                               | ○障害のある人や福祉関係者に対する防災研修の実施を検討します。<br>○平常時から障害のある人たちと接している社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者に対する防災研修・訓練を実施して相互の連携を深めます。   | 総務行革課<br>社会福祉協議会       | ○本年度の防災訓練は、台風接近のため中止となった。(総務行革課)<br>○君津特別支援学校PTAを対象とした防災研修を行った。(障害福祉課)   |
|  | ⑤地域防犯体制の確立                             | ○地域における障害のある人の防犯思想の普及・啓発、防犯パトロールなど地域安全活動を推進します。<br>○障害のある人が悪徳商法などの犯罪に関する相談を行えるよう消費生活センターの利便性(バリアフリー化、手話のできる職員の配置等)の向上を図ります。  | 市民生活課<br>商工観光課         | ○地域の自主防犯活動団体による徒歩の防犯パトロールの際に、声かけを行った。(市民生活課)<br>○障害のある人が相談する際には、1階の事務室において消費生活相談員が相談対応をした。(商工観光課)  |

第2次新きさらづ障害者プラン 基本計画進捗状況

第5章：相談・情報提供体制と総合的支援のあるまちづくり

|                | 施策・事業                       | 施策の概要   | 実施部署及び連携機関                   | 平成24年度実施状況  |
|----------------|-----------------------------|---|------------------------------|---|
| 1<br>相談体制の充実   | ①窓口サービスの充実と周知               | ○障害の特性に配慮したきめ細かな窓口サービスの充実と周知を図ります。<br>○FAXやメール、電話による相談や訪問による相談、手話通訳者・要約筆記者同席相談も検討します。<br>○相談支援のスキルアップを目指し、障害特性の知識など専門性向上のための研修を実施していきます。  | 障害福祉課                        | ○聴覚障害相談員・知的精神相談員を配置し、窓口サービスに努めています。   |
|                | ②総合的な相談ネットワークの構築            | ○障害のある人やその家族からの多岐にわたる相談に迅速かつ的確に対応できるよう、関係各課・関係各機関と連携し、「ワンストップ相談※」体制を整えます。将来的に、総合相談窓口を設け、特性に関わらず相談を受け、適した支援機関に繋いでいく体制を検討します。<br>○地域自立支援協議会を中心に障害者関連施設、医療機関、公共職業安定所など他分野にわたる総合的な相談ネットワークづくりを促進します。併せて、個別支援会議を定期的且つ必要に応じて弾力的に開催し、より実践的なネットワークを構築します。 | 障害福祉課<br>地域自立支援協議会           | ○個別支援会議で処遇困難ケースの情報の共有を行いました。<br>○相談支援機関会議の開催(月2回)   |
|                | ③障害者相談員活動の充実と周知             | ○障害のある人やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力してその解決にあたる身体障害者相談員や知的障害者相談員による相談活動の充実と周知を図ります。<br>○権利擁護や苦情解決については、広域専門指導員、地域相談員※や社会福祉協議会と連携します。   | 障害福祉課<br>社会福祉協議会             | ○身体障害者相談員及び知的障害者相談員を配置しております。<br>○個々の事例において各専門機関と連携をはかっています。  |
|                | ④民生委員・児童委員との連携と相談活動の強化と周知   | ○障害のある人やその家族など援助を必要とする人の相談・指導・助言など個別援助活動を行う民生委員・児童委員との連携と相談活動の強化と周知を図ります。   | 社会福祉課<br>社会福祉協議会             | ○民生委員・児童委員との連携を図りました。   |
|                | ⑤ピア・サポート体制の構築               | ○ピア活動の実施を検討します。<br>○ピアの活動を通し、障害のある人の社会生活力やエンパワメントが向上できるように支援します。  | 障害福祉課                        | ○未実施  |
| 2<br>情報提供体制の充実 | ①「声の広報」「文書の点字化」の推進          | ○視覚障害のある人に配慮した広報きさらづ・市議会だよりのテープ化・CD化したものを貸出すなど市の広報や市議会だよりを充実します。<br>○重要度の高い文書や案内文書などの点字版の作成や音声化など障害の特性に配慮した広報伝達を検討します。  | 秘書課<br>議会事務局<br>図書館          | ○視覚障害のある人に配慮した広報きさらづ・市議会だよりのテープ化・CD化したものを貸出すなど市の広報や市議会だよりを充実化しました。  |
|                | ②木更津市ホームページの充実              | ○諸手続き、サービス情報等、障害のある人が必要とする情報を充実します。<br>○利用しやすい表示や伝達の方法、操作方法の工夫、色覚異常のある人など障害特性に配慮した情報提供を図ります。  | 秘書課<br>障害福祉課                 | ○ホームページでのページ作成では、写真・イラストを多用するなどユーザビリティ・アクセシビリティに考慮したページ作りを促進しました(秘書課)。<br>○障害者週間に合わせた施設開放の情報等をホームページに掲載しました。(障害福祉課) |
|                | ③木更津市地域自立支援協議会ホームページ・広報紙の作成 | ○相談機関、事業所情報等、障害のある人が必要とする情報を充実します。<br>○地域自立支援協議会の活動内容を掲載し障害福祉の理解を深める活動を推進します。<br>○障害特性に配慮した情報提供の方法を検討します。   | 障害福祉課<br>地域自立支援協議会<br>(広報部会) | ○地域自立支援協議会で市の広報紙掲載、ホームページの随時更新を行いました。   |
|                | ④情報配信サービスの検討                | ○障害サービス情報のFAXやメール等の配信サービスを検討します。  | 地域自立支援協議会<br>(広報部会)          | ○自立支援協議会のホームページで情報を提供しています。   |

第2次新ささらづ障害者プラン 基本計画進捗状況

第5章: 相談・情報提供体制と総合的支援のあるまちづくり

|                          | 施策・事業                         | 施策の概要  | 実施部署及び連携機関                                       | 平成24年度実施状況  |
|--------------------------|-------------------------------|--|--|---|
| 3<br>関係機関による総合的な支援ネットワーク | ①障害のある人に対する重層的な支援ネットワークづくりの推進 | <p>○保健・医療・福祉・教育・雇用など広範な領域にわたる市内関係各課及び民間機関、事業所によるネットワークを充実します。</p> <p>○民生委員・児童委員や障害者相談員のネットワークづくりを推進します。</p> <p>○地区社協・自治会などさまざまな既存組織のネットワークづくりを推進します。</p> <p>○地域支援体制を支えるために、社会福祉協議会を核とした多様な市民ボランティア活動、NPO活動、自助グループの活動に対する支援を行います。</p> <p>○君津圏域内の地域自立支援協議会間での協働を図りながら、圏域単位でのサービス基盤整備の促進等を図ります。</p> | <p>社会福祉課<br/>障害福祉課<br/>社会福祉協議会<br/>地域自立支援協議会</p> | <p>○各相談に対し、相互に情報の共有化を図り、ネットワークを生かした活動を行なっている。具体的には、グループホームやケアホームへの入居等の相談のときは、君津ふくしネットのグループホーム支援ワーカーや地域生活支援センターと連携を行なっています。(障害福祉課)</p> |
|                          | ②総合的なマネジメント機能の確立              | <p>○市をはじめ関係行政機関、医療機関、社会福祉法人などの相互連携と、障害のある人の自立生活の支援や社会参加支援にかかわる必要なサービス調整のための総合的なケアマネジメント機能を有する体制の確立を目指します。</p>  | <p>障害福祉課</p>                                     | <p>○個別のケースの相談を通して、相談支援事業の充実からマネジメント機能の確立を目指します。(障害福祉課)</p>  |